

これまでの主な著作権法の改正について

○昭和45年著作権法成立（旧法（明治32年成立）を全面改正）

- ・「著作者人格権」が著作権法により保護されることを明確化
- ・著作物の利用態様に応じた権利（展示権、頒布権、演奏権、口述権、二次的著作物の利用に関する権利等）が著作権法により保護されることを明確化
- ・著作権の「保護期間」の延長（原則死後30年間から死後50年間）
- ・「権利制限規定」の整備（私的使用のための複製の拡大、図書館等における複製、教育機関における複製など）
- ・「著作隣接権制度」の創設（「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」の保護）
- ・権利侵害に対する「救済制度」の充実（罰則の強化（罰金額：5万円→30万円）、損害額の推定規定の新設、あっせん制度の新設）

○昭和53年著作権法改正

- ・「レコード保護条約」締結に伴う規定の整備

○昭和59年著作権法改正

- ・「貸与権」の新設
- ・罰則の強化（上限を30万円から100万円に引き上げる等）

○昭和60年著作権法改正

- ・「コンピュータ・プログラム」の保護を明確化

○昭和61年著作権法改正

- ・「データベース」の保護を明確化
- ・著作者の権利としての「インタラクティブ送信」（サーバーからの送信）に関する権利の新設
（世界初。日本から国際的な法制整備を主張し、10年後にようやくWIPO（世界知的所有権機関）の条約に盛り込まれた。）

○昭和63年著作権法改正

- ・「著作隣接権の保護期間」の延長（20年→30年）

○平成元年著作権法改正

- ・「実演家等保護条約（ローマ条約）」締結に伴う規定の整備

○平成3年著作権法改正

- ・「著作隣接権の保護期間」の延長（30年→50年）

○平成4年著作権法改正

- ・「私的録音・録画」に係る「補償金制度」の創設

○平成6年著作権法改正

- ・「世界貿易機関協定（WTO協定）」締結に伴う規定の整備

○平成8年著作権法改正

- ・「写真」の著作物の保護期間の延長（公表後50年→死後50年）
- ・著作隣接権の保護対象の遡及的拡大
- ・裁判手続きの改善（著作権侵害行為による損害額の計算にあたり、裁判所が被告に対して、必要な文書の提出を求められる制度を導入）
- ・罰則の強化（罰金額：100万円→300万円）

○平成9年著作権法改正

- ・「著作者」「実演家」「レコード製作者」の権利としての「送信可能化権」の新設（先進国中初。日本以外で同様の権利を著作権法に明記しているのは先進国中で豪のみ。）

○平成11年著作権法改正

- ・「コピー・プロテクション」「電子透かし」等の回避・改竄等の禁止（「放送番組」等も対象としているのは日本のみ。日本以外で同様の法制（著作物、実演、レコードのみを対象）を持つのは先進国中で米・豪のみ。）
- ・「譲渡権」の新設
- ・「上映権」の拡大

○平成12年著作権法改正

- ・「視聴覚障害者」のための権利制限規定の拡充（①著作物をパソコン用いて点訳する際の点字データの保存・送信、②放送番組等の音声を字幕化してリアルタイムで送信すること、を自由に行えるようにした。）
- ・「裁判手続き」の改善（①原告が「損害額」を詳細に計算できない場合に、裁判所が具体的事情を考慮して「額の認定」を行える制度を導入、②著作権侵害の有無の判定にあたり、裁判所が被告に対して必要な文書の提出を求められる制度を導入、③裁判所が損害額の鑑定を命じた場合に、侵害者が鑑定人に対して事情を説明する義務を付加。）
- ・「罰則」の強化（法人が著作権侵害を行った場合の罰金の上限：300万円→1億円）
- ・「著作権に関する世界知的所有権機関条約」締結に伴う規定の整備

○平成14年度著作権法改正

- ・「放送事業者」「有線放送事業者」の権利としての「送信可能化権」の新設
- ・「実演家」の「人格権」の創設（「音の実演」「映像の実演」の双方を対象）
- ・「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」締結に伴う規定の整備

第154回国会で成立した著作権法の一部を改正する法律の概要

I. 改正の趣旨

インターネットの普及等に伴い、既に法整備を終えている「著作者」「実演家」「レコード製作者」に加え、残る「放送局」「有線放送局」についても、「インターネットを用いた無断再送信」を防止するための権利を付与する。

また、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（仮称）」については、インターネット対応等の主な部分に関しては、既に法整備を終えているが、条約締結のためには、一部法整備が必要な事項が残されているため、今回の改正により措置する。

II. 改正の内容

1. インターネットへの対応のための「放送局」「有線放送局」の権利の拡大

受信した「放送番組」等について、インターネットを用いた無断再送信を防止するため、「放送局」と「有線放送局」に、「インターネットでの無断送信を差し止める権利」（送信可能化権）を付与する。

2. 「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（仮称）」の締結等に係る改正

インターネットへの対応を始めとして「実演家」「レコード製作者」の権利について規定した条約（平成8年採択）を締結する等のため、以下の改正を行う。

（「インターネットでの無断送信を差し止める権利」の付与等については、既に対応済み。）

（1）「実演」に係る「人格権」の創設

「実演家」（歌手、俳優等）に、①「名誉・声望を害する改変をされない権利」（同一性保持権）、②「名前の表示を求める権利」（氏名表示権）を付与する。

（2）「レコード」の保護期間の起算点の変更

（「最初の録音から50年」→「最初の発行（発売）から50年」）

（参考）

○著作権の体系

